

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について

高校教育課
特別支援教育課

1 制定の理由

公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法第7条の規定による教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に基づき改正した、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例第6条の規定により、県立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるため、本規則を制定する。

2 規則の内容

県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を、原則として1月45時間、1年360時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととするほか、所要の事項について規定する。

※在校等時間：国が定めた教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に定められた在校等時間をいい、具体的には教育職員が在校している時間に、①校外において職務として行う研修等の時間、②テレワークの時間を加え、③勤務時間外における自己研鑽の時間、④休憩時間を除いた時間をいう。

※所定の勤務時間：休日及び代休日以外の正規の勤務時間（1日7時間45分）をいう。

3 施行期日

公布の日

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号。次条第1号において「給与等の特例条例」という。）第6条の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 給与等の特例条例第3条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務するものをいう。
- (2) 正規の勤務時間 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。）第4条第2項に規定する正規の勤務時間をいう。
- (3) 所定の勤務時間 勤務時間条例第6条第1項に規定する休日及び勤務時間条例第7条第1項に規定する代休日以外の日（同項に規定する代休日が指定された勤務日（勤務時間条例第2条第9項に規定する勤務日をいう。）を含む。）における正規の勤務時間をいう。
- (4) 時間外在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 長野県教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を、1月について45時間、1年について360時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

2 長野県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に所定の勤務時間以外の時間に教育職員が業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内となるよう当該教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について前項に規定する時間を含め100時間未満
- (2) 1年について前項に規定する時間を含め720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外在校等時間の1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6月

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給特法改正に係る条例改正及び規則制定について

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

(令和元年 12 月 11 日公布)

- ・ 第 7 条として次の条文を追加

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第 7 条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない



○公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

(令和 2 年 1 月 17 日文部科学省告示)

- ・ 次の 2 点について記載

- ・ 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。
- ・ 都道府県においては、給特法第 7 条第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。



○義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 国の指針及び文部科学省の示した条例例を参考に次の規定を追加

(業務量の適切な管理等)

第 6 条 義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会は、給特法第 7 条第 1 項に規定する指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。



長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案